

(様式第3号)

令和5年11月14日

議員視察報告書

赤穂市議会

議長 土遠 孝昌 様

派遣議員氏名 前田 尚志

下記のとおり、研修会に参加しましたので、報告します。

記

- 1 実施日 令和5年10月30日(月)(1日間)
- 2 開催場所及び講演内容(詳細については別紙のとおり)

東京都千代田区丸の内3丁目1-1

国際ビル2階 リファレンス国際ビル貸会議室

地方議員研究会主催研修会

高齢化の進展・人口減少に対応した交通まちづくり

地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画

講師：井原 雄人 氏 早稲田大学 スマート社会技術融合研究機構

電動車両研究所 研究院客員准教授

別 紙

講演会名 地方議員研究会主催研修会

10月30日（月）10：00～12：30

高齢化の進展・人口減少に対応した交通まちづくり

10月30日（月）14：00～16：30

地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画

講師：井原 雄人 氏 早稲田大学スマート社会技術融合研究機構

電動車両研究所 研究院客員准教授

【目 的】

今後、益々重要性を増すであろう地域公共交通の現状と課題について、また赤穂市においても現在策定が進められている地域公共交通計画の背景にある地域公共交通活性化再生法の改正内容や交通計画で示される内容等について、議員としてさらに必要な知識を学びたく参加した。

【講演会内容】

高齢化の進展・人口減少に対応した交通まちづくり

地域公共交通は、移動手段としての価値だけではなく、地域資源と組み合わせることでもまちづくりの手段としての価値を見出す必要がある。

5万人以下の地方都市の全体人口は、令和2年（2020年）1,854万人、令和27年（2045年）1,293万人、増減率は30.3%減となり、また高齢者人口は、令和2年 650万人、令和27年 560万人、増減率は14.0%減と予測されており、高齢化率が上昇するだけでなく、人口そのものが減ることが問題である。

また、高齢者の免許保有率は、令和2年 約52%、令和27年 約81%と推計されるが、今後の高齢者は免許保有率が高いため、令和27年までは免許非保有者数いわゆる交通弱者数は減少することが予想される。

地域公共交通は、バスに限ってみると、利用者側の課題としては、モータリゼーシ

ョンの進行、地方部での人口減少、ICT技術の発展等により、さらなる公共交通利用者の減少が生じる。また、事業者側の課題としては、車両費・燃料費の高騰、運転手不足の深刻化、求められるサービスの多様化等により、サービス水準の低下（減便、運賃値上）が生じるなど、負のスパイラルが起きている。

地域公共交通に求められる役割としては、地域住民の移動手段の確保、人の交流の活発化、まちなぎわい創出や健康増進、コンパクトシティプラスネットワークの実現がある。特に健康増進においてみると、国土交通省の歩行量調査のガイドラインによれば、1日1歩歩くことにより0.065円から0.072円の医療費抑制効果があるとされており、今後、公共交通ネットワークの整備により徒歩圏が拡大することにより、医療費削減に貢献ができると考えられる。

しかしながら、国、行政、交通事業者には地域公共交通を維持する責務はなく、利用者も含めた関係者が連携して取り組むことが必要となる。

自治体で運行しているコミュニティ交通の運行経費の費用負担の方法については、運賃や国・自治体からの補助金で足りない部分は、地域企業からの協賛金や広告料を募ること、住民から定期券や応援券を購入してもらう等により補てんしていく仕組みを考えることが必要である。

地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画

地域公共交通関連の法制度は、従来の各種事業の規制緩和を推進することから、「地域」が主体となって地域公共交通の最適な在り方を検討し、幅広い主体が連携して取り組む地域公共交通活性化のための計画・支援制度へと転換した。

今回の地域公共交通活性化再生法の改正の内容として、地域公共交通計画策定の努力義務化、地域公共交通利便増進事業の創設、地域旅客輸送サービス継続事業の創設、共同経営等に係る独禁法の特例がある。

地域公共交通計画に記載すべき事項としては、地域が目指すべき将来像と交通計画の果たす役割を明確化する基本方針、計画の区域の設定、定量的な数値目標、将来像

を実現するために提供される事業及び実施主体と運行頻度や費用負担方法などのサービス水準、計画の達成状況の評価指標や見直し方針、計画期間（原則5年）等がある。

地域公共交通計画に求められる視点としては、交通サービスの役割分担の明確化と連携強化が図られているか、日常的な生活圏の調査・分析がなされ周辺自治体との連携が検討されているか、法定協議会に地域住民が積極的に参加し計画が策定されているか、まちづくりと一体となった計画となっているか、健康や福祉など多様な分野との連携が図られているか、具体的で数値化された目標値を設定しているか、目標値は住民を含めた関係者の間で共有されているか等が考えられる。

地域公共交通計画の見直しのポイントとしては、数値目標が達成されたら、まず自分たちのまちはどのようになっているのか、次に地域が目指すべき将来像と交通計画の果たす役割を明確にした目標（基本方針）が実現しているか等を十分に検討していく必要がある。

【所 感】

赤穂市においても地域公共交通計画は現在策定中であり、今後パブリックコメントを経て成案となる予定である。

今回の研修会で、地域公共交通計画に対する認識や知識を深めることが出来たことは、市内を巡回する「ゆらのすけ」や「ていじゅうろう」、また路線バスやデマンドタクシーなど、今後の市民の足の在り方を考えていく上で大変参考になった。

今後ともさらに研鑽努力し、様々な面で今回の研修会で得た知識を反映させていきたい。

【講師名】

井原 雄人 氏 早稲田大学スマート社会技術融合研究機構
電動車両研究所 研究院客員准教授